

## 京都アリーナ（仮称）整備等事業について

### 公募型プロポーザル (R6.5~R6.11)

- 「利用者満足度の向上」及び「府民負担の軽減」を図るため、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活かすべく、事業手法等も含めた幅広い提案を公募
- 外部有識者も含めて提案内容を審査し、優先交渉権者を選定
  - <事業手法(スキーム)に関する提案内容>
    - ・アリーナ施設の「建物本体(躯体等)」は屋内スポーツ施設や防災拠点としての公共性が高いことから安定した権原として府が所有
    - ・設備は来場者のホスピタリティに直結することから適切なメンテナンスを図るため事業者が所有

### 令和6年12月定例会 債務負担行為額設定 (限度額:348億5,200万円)

- 建設物価上昇の影響を受けながらも建築単価を低減し、同規模のアリーナを公共事業として整備した場合と比べて「23.5億円」のコスト削減
- 施設規模や仕様の拡充により稼働率の向上等を図ることで「運営開始当初10年間は府の負担が生じない」(府が運営した場合の試算「14.5億円/10年」)

### <契約内訳>

フェーズ	契約種別	締結時期 (予定)	契約相手方	契約額 (予定)	契約内容
施設整備段階	事業契約書 【今回締結】	R7年3月	◆事業者グループ全10社 伊藤忠商事(株)、(株)梓設計、(株)大林組、(株)電通、(株)ハリマビステム、協栄ビル管理(株)、伊藤忠アーバンコミュニティ(株)、シンコースポーツ(株)、NTT・TCリース(株)、京銀リース(株)	288億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本事業の実施に係る基本内容(維持管理・運営を含む)を規定した包括的な内容</li> <li>■京都アリーナ(仮称)の完工を令和10年7月末とし、府が取得する「建物本体(躯体等)」の代金に関する竣工後30年の分割払いの契約</li> </ul>
維持管理・運営段階	リース契約書	R8年度頃	◆リース会社2社 NTT・TCリース(株)、京銀リース(株)	債務負担行為限度額の範囲内	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者が所有する設備類の府へのリースに関する契約</li> <li>■設計(R7.3~R8.3)を経て仕様等の詳細を決定の上、債務負担行為限度額の範囲内で契約</li> </ul>
	維持管理・運営契約書	R9年度頃	◆運営SPC(令和9年4月設立予定) (株)電通、(株)ハリマビステム、協栄ビル管理(株)、伊藤忠アーバンコミュニティ(株)、シンコースポーツ(株)等	運営開始当初10年間は府の負担なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業契約書に定める維持管理・運営に関する規定に基づく詳細契約</li> </ul>

(備考)競輪施設については、別途、予算計上のうえ、事業者選定を予定